

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第58号 専決処分の承認について

日程第3 議第59号 専決処分の承認について

日程第4 議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

- 議 第 62 号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議 第 63 号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議 第 64 号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議 第 65 号 町道路線の認定について
- 議 第 66 号 町道路線の廃止について
- 議 第 67 号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議 第 68 号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 69 号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 70 号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 71 号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 請願第 2 号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより平成27年第5回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から11日までの10日間としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定はお手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 若山隆史君、5番 山田利夫君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情1件、教育委員会からの報告が1件、監査委員からの検査結果の報告が2件、監査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第58号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第58号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第58号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の公布に伴い、平成27年10月21日、地方自治法第179条第1項の規定により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第58号 専決処分の承認について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書並びに配付してございます改正条例の新旧対照表も、あわせてごらんになっていただきたいと思っております。

今回のまず条例の改正につきましてでございますが、御案内のとおり、被用者年金制度の一元化に係ります法律の一部規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴いまして、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正するなどの政令等が去る9月30日に公布されたため、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、よって法令の施行日が10月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条の規定によりまして、去る10月21日に専決処分いたしましたので、今議会において報告、承認をお願いいたしますものでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、条文の中身について御説明を申し上げます。

議案書の1ページと新旧対照表の1ページ以降をあわせてごらんいただきたいと思っております。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

議案書の1ページ下段の表と、それからめくっていただきまして3ページ下段の表になりますけれども、附則第5条第1項、第2項の表をそれぞれ次のように改めるものでございます。

1ページでは、表の中にごございますとおり傷病補償年金についてを、また2ページ中下段では障害補償年金についてを、また3ページの上段の表では遺族年金補償について改め、同じく3ページ下段につきましては休業補償について、それぞれ当該補償の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法とその他の法令による障害厚生年金、そしてまた遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に、それぞれの表にごございます率の調整を行うことを規定しております。

次に4ページに移りますが、附則といたしまして第1項では、施行日を公布をいたしました10月21日から施行いたし、27年10月1日から適用する旨の規定でございます。

次に、第2項では経過措置でございますが、改正後の本条例附則第5条の規定につきましては、この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償、並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係ります年金たる補償について適用いたしまして、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による規定でございます。

次に、第3項につきましては、一元化法によります改正前の地方公務員等共済組合法などによります地域加算額の受給権者が同一の支給事由による障害年金あるいは遺族年金等を受給する場合は、二重に減額されないようとする旨、当分の間、附則第5条第1項の併給調整規定を

適用しないこととする旨の規定でございます。

次に6ページでございますが、第4項につきましては、適用日から施行日の間に改正前条例により支給された補償につきましては、新条例の内払いとみなす旨の規定でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第3 議第59号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第59号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第59号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

これも同じく、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の公布に伴い、平成27年10月21日、地方自治法第179条第1項の規定により垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） ただいま上程されました議第59号の専決処分の承認について、企画調整課の所管する部分について補足説明をさせていただきます。

改正要旨につきましては、先ほど総務課長より説明がございましたとおり、被用者年金制度の一元化を図るため、民間企業に勤めてみえる方が加入する厚生年金及び公務員や教職員が加入する共済年金を統一する厚生年金法、この一部を改正する法律が10月1日に施行されました。それに伴います非常勤の地方公務員であります消防団員が公務災害に遭った場合に支給されます災害補償と公的年金等の併給調整規定について、必要な改正を行うものでございます。

まず、主な改正点につきまして、先ほども言いましたとおり、共済年金と厚生年金の格差の是正、及び消防団員が生命または身体に対する高度な危険が予測される状況下で災害対応等に従事し、被災する場合、特殊公務災害といいますが、その場合の加算額について、年金一元化後の議員と同様、特殊公務災害加算部分が減額対象にならないよう当該加算金を考慮した調整率を新たに規定するもの、及びあとは文言の整理が必要になってきますので、それが主な改正点でございます。

それではお手元の資料、新旧対照表並びに専決処分の消防団員等公務災害補償条例の一部改正というのを見ていただきたいと思います。

附則第5条では、厚生年金保険法、国民年金法、その他の法律によりまして支給されます年金の調整を行うと、この調整をするということで変えてございます。

では、第1項では、厚生年金保険法、国民年金法その他の法律により支給する年金の調整に努めているということで、第1項では傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の年金を受ける権利を有する者が、事故によりまして、死亡やけがなど同じ原因によりまして厚生年金保険法と国民年金法に掲げる年金の支給を受ける場合に、この条例の規定によりまして、損害賠償の額に右の欄に掲げてあります調整率を掛けた額を支給するというふうに定めてございます。

ここの改正点では、それぞれの年金、3つの年金でございますが、その併給する場合の算定方法が掲出されておりますけれども、それぞれに特殊公務災害に該当する場合と該当しない場合というところで、2通りの分類で変えてございます。

それでは、1の傷病補償年金に該当しない場合の調整率につきましては0.73と、逆に該当する場合ということで、2番目の0.82となっております。同じく障害補償年金につきましても、特殊公務災害の有無ということで、3番目の障害補償年金の該当しない場合は0.73、4番目につきましては0.82の調整をしております。また、遺族年金のほうの補償年金でございますけれども、これについても同じく調整をしない場合が0.8、6番目の調整する場合は0.87に調整をしております。

また、文言の整理ということで、「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改めまして、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改めるということでございます。

続きまして、7ページの第2項でございますけれども、第2項につきましては傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の年金を受ける権利を有する者が事故によりまして、死亡やけがなど同じ原因によりまして厚生年金保険法または国民年金法に掲げる年金の併用支給する場合に算定方法が定めてありまして、これにつきましても、同じく特殊公務災害を該当する場合、しない場合というところで、それぞれ変えてございます。

表のとおり、1番目につきましては(1)で0.86、(2)で0.88。2番目の場合につきましては、調整率につきまして(1)で0.91、(2)で0.92というふうな調整をしております。また、障害補償年金につきましても同じようなところでございまして、該当するもの、該当しないものがそれぞれ調整率として掲げてございます。

また、文言の調整といたしましては、それぞれ「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、また「障害補償」を「損害補償」というふうに改めるものでございます。

次に、11ページの第3項でございます。これにつきましても旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法の旧制度の年金を併給する場合の算出方法が規定されておりまして、これにつきましても同じく特殊公務災害のあり、なしというところでそれぞれ掲げてございます。

また、あと文言の整理ということで、それぞれ文言の整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、14ページの第4項でございますけれども、これにつきましては文言だけの整理でございます。「当該損害補償」のものを「当該年金たる損害補償」に改めるものでございます。

また、15ページの第5項につきましても、それぞれ文言の整理等をしているところでございます。

続きまして、15ページの第6項でございます。これにつきましても、それぞれ文言の整理をさせていただいたところでございます。

第7項につきましても、それぞれ文言の整理をさせていただきました。

最後に、附則でございます。

第1項につきましては、施行日につきまして、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用というところでございます。

第2項につきましては、適用日前後の経過措置について規定をされております。

第3項につきましては、条例適用日から施行日の間に改正前条例により支給された補償につきましては、新条例の内払いとしてみなすということでございますので、それぞれよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、簡単でございますけれども、垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

-
- 日程第4 議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第64号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第65号 町道路線の認定について
- 議第66号 町道路線の廃止について
- 議第67号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてから議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第60号から議第71号まで一括して提案理由を御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、個人番号を利用する事務について、条例を制定するものであります。

議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、粗大ごみの有料化に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第64号 垂井町下水道条例の一部改正につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第65号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道1路線を認定するものであります。

議第66号 町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、町道1路線を廃止するものであります。

議第67号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億1,678万8,000円を追加し、予算総額を87億8,919万7,000円とするものです。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、国庫支出金の保育緊急確保事業費補助金の減額、及び県支出金の巡回バス運行事業振興補助金の交付決定に伴います財源更正の措置をいたしました。

次に、徴税費におきましては、過年度分税還付金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

また、選挙費におきましては、選挙年齢の18歳引き下げによる選挙システム改修業務に係ります委託料の増額措置を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、国民年金保険料免除申請書等の様式変更による国民年金システム改修業務に係ります委託料、介護保険特別会計への繰出金、障害福祉サービス費等ほかに係ります扶助費、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額補正をいたしました。

また、児童福祉費におきましては、広域保育に係ります委託料、障害児施設給付等に係ります扶助費、垂井東保育園防水修繕に係ります需用費、垂井こども園（仮称）建築工事設計業務に係ります委託料、私立保育所運営費負担金及び保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、職員人件費の職員手当等及び共済費に係ります補正のほか、有害鳥獣実績処理業務に係ります委託料、機構集積協力金交付補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

商工費では、関ヶ原古戦場史跡案内サイン設置工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

土木費におきましては、都市計画費におきまして、朝倉運動公園施設修繕に係ります需用費の増額措置を行いました。

消防費では、防火水槽新設工事に係ります工事請負費、及び電柱移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金の増額措置を行いました。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費におきまして、公共土木施設災害復旧工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により、収支の均衡を図った次第であります。

なお、垂井こども園（仮称）建築工事設計業務につきましては、平成28年度への債務負担行為をあわせてお願いするものであります。

続きまして、議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,667万2,000円を追加し、予算総額を35億2,929万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費では、高額療養費におきまして、一般被保険者の高額療養費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

諸支出金におきましては、償還金及び還付加算金におきまして、療養給付費等負担金及び特定健康診査・保健指導負担金の過年度国県支出金の返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、議第69号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ721万2,000円を追加し、予算総額を5,621万2,000円とするものです。

補正いたしますものは、事業費におきまして、栗原地内配水管布設工事に係ります工事請負費及び予備費につきまして、増額措置を行いました。

財源につきましては、分担金及び負担金におきまして、栗原簡易水道負担金に係ります事業費負担金につきましては、増額措置をいたしました。

議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,730万円を追加し、予算総額を21億8,030万円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費では、介護サービス等諸費におきまして、施設介護サー

ビス給付費負担金及び居宅介護サービス計画給付費負担金、介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防サービス計画給付費負担金、高額介護サービス等費におきまして、高額介護サービス費負担金、特定入所者介護サービス等費におきまして、特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

また、地域支援事業費では、介護予防事業費におきまして、住所地特例地域支援事業費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ95万5,000円を追加し、予算総額を3億595万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合に支出する保険料等負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰入金におきまして、保険基盤安定繰入金として同額を措置いたしました。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

冒頭に少し制定の理由について触れたいと思いますが、御案内のとおり、番号法の第9条の第1項では、国や地方公共団体等が番号法に規定されております別表第1に規定しております100ほどの事務の処理に関し、個人番号を利用することができる旨が規定されておるところでございます。

そしてまた、番号法の第19条第7項では、除外の規定といたしまして、国や地方公共団体等が番号法に定められております別表第2に規定している120ほどの事務と利用できる特定個人情報に関し、ネットワークシステムを使用して個人情報を照会・提供できる旨が規定されておるところでございます。このように、個人番号の利用事務や、あるいは特定個人情報の提供につきましては、すごく限られた取り扱いとなっているところでございます。

一方、番号法の第9条第2項では、地方公共団体の長は福祉、それから保険、もしくは医療、その他の社会保障、そしてまた地方税または防災に関する事務、その他これらに類する事務については、おのおの条例に規定をすれば個人番号を利用できる旨が定められておきまして、し

たがいまして、同項の規定を受けて個人番号の利用に関し、本日ここに条例を制定いたすものでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、条文の内容について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。第1条につきましては趣旨についての規定でございまして、この条例は番号法の第9条第2項に基づいて定める旨を明らかにいたすものでございます。

続きまして、第2条につきましては定義について定めるものでございまして、この条例において用いられる用語のうち、その意義を明確にすべきものについて定めるものでございます。

次に2ページに移りますが、第3条では町の責務について定めるものでございまして、その責務を明らかにいたす規定でございまして。

第4条につきましては、個人番号の利用の範囲について規定をしておりますが、第1項では番号法の別表第1に規定されていない、1つには町独自の個人番号利用事務として、次の3ページの上段にございます別表第1に掲げる事務と、それから第2には、同一執行機関内におけます町内連携が行われる個人番号利用事務といたしまして、同じく3ページの別表下段の第2に掲げる事務と、そして番号法別表第2に掲げる特定個人情報の提供が移転に相当する事務の実に3種類の事務について、ここで規定をいたすものでございます。

少し2ページに戻りますが、2ページの第4条第2項につきましては、町内連携するものとして、3ページの別表第2に掲げる執行機関が同表に掲げる事務におきまして、同表に掲げる特定個人情報を利用することができる旨を個別に定めたものでございます。

ただし書きにつきましては、情報ネットワークシステムを使用してほかの団体から特定個人情報の提供を受けることができる場合につきましては、利用することができない旨を定めるものでございます。

次に、第4条の第3項でございまして、庁内連携するものとして、町の執行機関が番号法の別表第2に掲げる事務におきまして、同一の執行機関が保有する特定個人情報であって同表に掲げる特定個人情報を利用することができる旨をここで包括的に定めるものでございまして、ただし書きの規定につきましては、第2項と同様の規定となっております。よろしく願いをいたします。

それから次に、第4条の第4項でございまして、前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合につきましては、申請者等が他の条例・規則等に同一内容の書面の提出が義務づけられているときにつきましては、当該書面の提出があったものとみなす旨の規定でございまして。

次に、第5条につきましては委任について定めるものでございまして、この条例の施行に関し、必要な事項は規則へ委任する旨の規定でございまして。

附則といたしまして、この条例の執行期日は、番号法に規定する28年1月1日といたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお

願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

○税務課長（中村 桂君） 私のほうからは、議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正としましては、平成26年度税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において地方税が改正されました。

今回の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創生されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたところから、垂井町税賦課徴収条例に規定を追加するものでございます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令に伴い、町税に係る申告・申請等の個人番号または法人番号の記載を規定するもの。

次に、たばこ税については、税率を改正するものでございます。

配付されております議案並びに新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されました。それに伴い、条例の改正をお願いするものであります。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

初めに、第8条から第17条までを削除し、下記のとおり改めるものでございます。

第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法につきましては、地方税法第15条第3項及び第5項に徴収の猶予の要件等は徴収の猶予に係る徴収金の納付または納入について条例で定めることとなっており、それらを規定するものであります。

第1項において、その方法として、徴収猶予または徴収期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法のものです。

第2項では、徴収金を分割納付し、または納入する場合において、その期限ごとの納付・納入金額を定めるものです。

第3項では、前項の期限に納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、期限を変更することができるものです。

第4項では、町長は第2項で定めた金額等を徴収猶予または徴収期間の延長を受ける者に通知しなければならないものです。

第5項では、町長は第3項で変更した期限等を徴収猶予または猶予期間の延長を受ける者に通知しなければならないものです。

次に、第9条の徴収猶予の申請手続等につきましては、法第15条の2第1項に条例第8条に規定する徴収猶予の申請する者は徴収金を一括に納付または納入することができない事情の詳細、徴収の猶予を受ける金額、その期間について、条例で定める事項が記載された申請書及び添付書類を提出することになっており、第1項において条例で定める事項、第2項において条例で定める書類を規定するものであります。

第1項において、第8条第1項の申請をしようとする者についての事項は第1号から第6号まで規定し、第6号の条例で定める金額及びその期間については、国税及び県税における担保徴収基準、国100万円、県50万円をおおむねのものが利用できる範囲となることから、町税においても国に準じ100万円、期間については3カ月以内とする国税通則法第46条第5項の規定に準拠し、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合とする。

第2項では、申請をする際の添付書類について第1号から第4号まで規定し、それらを規定し、第4号の条例で定める金額及びその期間については第1項と同様とします。

第3項では、法第15条の2第2項に規定する徴収猶予をする者の条例で定める申請に記載する事項を規定するものが、第1号から第2号のとおりでございます。

第4項では、法第15条の2第2項及び第3項に規定する徴収猶予の申請に係る徴収の申請する者は、提出する条例で定める添付書類は第2項第2号から第4号までに上げるものとする。

第5項では、法第15条の2第3項に規定する徴収の猶予期間延長をする者の条例で定める申請書に記載する事項を規定するもので、第1号から第4号のとおりとする。

第6項では、法第15条の2第4項に規定する徴収猶予期間延長の申請に係る徴収の猶予の申請する者は、提出する条例で定める添付書類については第2項第4号に上げるものとする。

第7項では、法第15条の2第8項の規定する書類不備等により訂正もしくは提出する際の期間を条例で定めることとされており、その期間を、国税通則法第46条の2第9項の規定とされる20日が十分な期間が確保されているため、国に準拠し、20日間とするものであります。

第10条、職権による換価の猶予の手続等については、法第15条の5第2項において読みかえを準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内において、当該職権による換価の猶予に係る金額を当該職権による換価の猶予を受ける者の財産の状況その他事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付、または納入させるものです。

次に、第11条の申請による換価の猶予の申請手続については、法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は6カ月とする。滞納処分を必要となった場合においても、早期処分の着手に支障はないため、国税徴収法第151条の2第1項に規定する規定に準拠し、6カ月とする。

第2項では、換価の猶予の申請手続については、地方税法の規定により徴収猶予の手続を準用する旨を規定しており、改正条例第8条の規定に準用し、当該申請する換価の猶予に係る金額を当該申請による換価の猶予を受ける者の財産の状況その他事情から見て合理的かつ妥当な

ものに分割して納付し、または納入させる方法とするものです。

第3項では、分割して納付し、または納入させる場合には、地方税法の規定により新条例第8条第2項から第5項までの規定を準用する旨をしています。

第4項では、法第15条の6の2第1項による条例で定める事項として、第1号から第3号に上げるものとする。

第5項では、法第15条の6の2第1項及び第2項に、条例で定める書類に規定により、徴収猶予の申請手続に係る新条例第9条第2項第2号から第4号までを上げるものとする。

第6項では、換価の猶予した期間の延長を申請する者、申請事項について規定しており、徴収猶予の手続等の規定する新条例第9条をもととし、第1号から第3号に上げるものとしています。

第7項では、地方税法第15条の6の2第3項、徴収の猶予の手続を準用する法第15条の2第8項に規定する訂正申請等の提出期限は、その期間を国税通則法第46条の2第9項の規定される20日間が十分な期間が確保されるため、国税に準じ、20日間とする。

次に、第12条の担保を徴する必要がある場合について、法第16条の規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合または担保を徴することができない特別な事情がある場合とする。

次に、第13条から第17条まで削除するものでございます。

次に、第18条の公示送達について、地方税法を引用する規定について、現行において第18条より略称規定がなされていましたが、今回の改正より、第8条において地方税法の略式規定の改正がされました。

次に、第23条の町民の納税義務者等について、第2項、現行の引用している法律である法人税を地方税法に改めたものでございます。

第3項では、地方税法施行令を引用する規定について、現行において第18条により略式規定がなされていたが、今回の改正より、第9条第2項第4号において地方税法施行令の略式規定の改正がされました。

次に、第33条の所得割の課税標準について、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、法人住民税の所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得について、所得税法第60条の2、国外転出をする場合の譲渡所得の特例、第60条の3、贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例、第60条の4、外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得の特例に係る計算によらないものとするようになります。

次に第36条の2、町民税の申告について、法人町民税に係る均等割・法人割を課する際の申告書に記載する事項を規定しているが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、記載内容の中に法人番号を追加するものでございます。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての第4項中、引用する所得税法第203条の5第4項についての項のずれにより第5項となったため、整

理するものでございます。

次に第51条、町民税の減免について、第2項第1号では、町民税の減免申請において申請書に記載する事項を規定しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴い、個人番号または法人番号を追加するものです。

第2号では、「法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限及び税額の」を「税額」に改めています。

次に、第63条の2の施行規則第15条3第2項の規定により、補正の方法の申し出について、地方税法施行規則第15条の3第2項において規定する地方税法第312条に規定する区分所有家屋に係る申し出に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴う個人番号または法人番号を追加するものとし、個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称とする括弧書きを規定し、第51条で町民税の減免に括弧書きがないのは、町民税については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後に賦課されるものであって、個人番号・法人番号の有しない者がいない前提であるためです。

以下、各条項における改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行による同様の改正でございます。

次に、第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申し出について、地方税法第352条の2において、区分所有する家屋の敷地について、連帯納税でなく案分により土地の納税義務を負うこととなるが、その代表者がする申請書に記載する内容です。

第63条の3第2項では、地方税法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地に係る固定資産税の案分の申し出を記載する内容です。

次に、第71条の固定資産税の減免について、第2項第1号では、減免申請に記載する内容です。

次に、第72条の申請または申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴うものではなく、固定資産税を賦課した後において、納税義務者がすべき申請または申告をしなかったことに起因して固定資産税の不足税額があることを発見した場合において、とるべき措置及びその延滞金の徴収について規定するものであります。

次に第74条、住宅用地の申告については、土地の固定資産税に係る住宅用地の特例の申告に記載する事項について、行政手続における特定の申告に記載する事項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴うものであります。

第74条の2、被災住宅用地の申告では、土地の固定資産税に係る被災住宅用地の特例の申告に記載する事項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴うものであります。

次に第89条、軽自動車の減免及び第90条の身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請において記載する事項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴うものであります。

次に、第139条3の特別土地保有税の減免については、減免申請において記載する事項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴うものであります。

次に第179条、国民健康保険税の納期限の延長について及び第180条、国民健康保険税の減免では、減免申請において記載する事項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴うものでございます。

次に、附則第5条の3、納期限の延長に係る延滞金の特例について、引用している法人税法の法律改正により、条項のずれを整理するものであります。

次に、附則第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定に適用を受けようとする者がすべき申告については、家屋の固定資産税に係る減額適用をする者の申告を記載すべき事項について、第1項から第9項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴うものであります。

次に、第15条の2を削除するものでございます。

次に、附則第18条の13、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴うものであります。

それでは、改正附則の附則第1条、施行期日について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る改正を伴う改正については平成28年1月1日としており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律以外の改正については平成28年4月1日より施行するものとし、具体的条項については改め文に示すとおりでございます。

附則第2条、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置について、第1項において徴収猶予関係に係る改正条例第8条、第9条及び第12条の規定については、施行期日である平成28年4月1日以後の徴収猶予に係るもの、それ以前の申請については従前の例とする経過措置でございます。

第2項において、職権による換価の猶予関係に係る改正条例第10条及び第12条の規定については、施行期日、平成28年4月1日以後の換価の猶予に係るそれ以前の申請については、従前の例による経過措置でございます。

第3項において、本改正から追加された申請による換価の猶予関係に係る改正条例第11条及び第12条の規定については、施行期日である平成28年4月1日以後の換価の猶予に係るもの、それ以前の申請については従前の例とする経過措置でございます。

第3条、町民税に関する経過措置について、第1項では新条例第33条第2項、所得割の課税

標準の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税について、従前の例によるものでございます。

第2項の新条例第51条、町民税の減免、第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請について適用するものです。

第3項、新条例第23条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税、及び同日以後開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税、及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、従前の例によるものでございます。

第4項、新条例第36条の2第9項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による法人町民税申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の垂井町税賦課徴収条例第36条の2第9項に規定する申告については、なお従前の例によるものでございます。

第4条、固定資産税に関する経過措置について、本改正による固定資産税に係る申し出・申請関係に係る規定については、平成28年1月1日以後に提出する申請書・申告書について適用し、同日前に提出した申請書・申告書については従前の例によるものでございます。

第5条、軽自動車税に関する経過措置ですが、減免について、平成28年1月1日以後の申請に係るものから適用し、同日前に提出した書類については従前の例によるものです。

第6条、町たばこ税に関する経過措置について、第1項では、本改正により削除する附則第15条の2、たばこ税の税率の特例における税率の適用について、平成28年4月1日前に課すべきであったたばこ税について、従前の例によるものでございます。

第2項では、段階的に税率を改めるものとしています。

第1号において、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、1,000本につき2,925円。第2号において、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、1,000本につき3,355円。第3号において、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、1,000本につき4,000円。

第3項では、町たばこ税における紙たばこ（3級品）に係る申告書・納付書等、書式の規定について、紙たばこ（3級品）以外で規定する条項を読みかえるものでございます。

第4項では、本改正にて税率引き上げ実施日である平成28年4月1日における販売のために所有しているたばこが5,000本以上の製造業者または販売業者に対し、税率引き上げ額を課税する、いわゆる手持ち品課税と呼ばれるものを規定し、その税率は1,000本当たり430円と規定しております。

第5項では、第4項に規定する手持ち品課税該当者が申告する期限を平成28年5月2日とするものです。

第6項では、その申告した者が納付する手持ち品課税期限を平成28年9月30日までとするものです。

第7項では、第4項による手持ち品課税に係る規定は、条例第19条、延滞金、第95条の4第

4項、修正申告及び第5項、修正申告に係る納付、第95条の7、不申告に関する過料、第96条、不足税額の納付手続を適用するものとし、表の左欄に上げる各条項に係る中欄の字句をそれぞれ右の欄に上げる字句に読みかえるものでございます。

第8項では、第4項による手持ち品課税により課税された町たばこ税において、販売契約の解除やその他やむを得ない理由によって返還する場合は、新条例第95条の5、規定に準じ、控除または還付する旨を規定しています。

第9項では、平成29年4月1日、税率引き上げ実施における手持ち品課税に係る税率を1,000本につき430円とするものです。

第10項では、第9項に係る手持ち品課税に係る申告期限等を規定する第5項から第8項までの規定を準用する旨を規定し、表の左の欄に上げる各項に係る中欄の字句をそれぞれ右の欄に上げる字句に読みかえるものでございます。

第11項では、平成30年4月1日、税率引き上げ実施日における手持ち品課税に係る税率を1,000本につき645円とするものでございます。

第12項では、第11項に係る手持ち品課税に係る申告期限等を規定する第5項から第8項までの規定を準用する旨を規定し、表の左の欄に上げる各項に係る中欄の字句をそれぞれ右の欄に上げる字句に読みかえるものでございます。

第13項では、平成31年4月1日、税率引き上げ実施における手持ち品課税に係る税率を1,000本につき1,262円とするものです。

第14項、第13項に係る手持ち品課税に係る申告等を規定する第5項から第8項までの規定に準用する旨を規定し、表の左欄に上げる各項に係る中欄の字句をそれぞれ右の欄に上げる字句に読みかえるものでございます。

第7条、特別土地保有税に関する経過措置。土地については、特別土地保有税に係る申請関係に係る規定については、平成28年1月1日以後に提出する申請について適用し、同日前に提出した申請書・申告書については従前の例によるものでございます。

第8条、国民健康保険税に関する経過措置について、新条例第179条、国民健康保険税の納期限の延長、第2項第1号及び第180条、国民健康保険税の減免、第2項第1号の規定は、施行以後に提出する新条例に規定する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については従前の例によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく審議を賜り、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、住民課所管に係ります議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、粗大ごみの排出方法の適正化と減量化を目的として、粗大ごみの収集方法等

を見直しし、有料化を図るために一般廃棄物処理手数料を定めることについて所要の改正を行うものでございます。

それでは条文に入らせていただきますが、新旧対照表の41ページからもごらんいただきますようお願いをいたします。

改正条例は、第8条、一般廃棄物処理手数料関係の別表第1及び第11条、産業廃棄物処理費用関係の別表第2に種別の欄を加え、整理をしたものでございます。さらに、別表第1に一般廃棄物処理手数料として粗大ごみ処理に係る手数料を新たに規定したものでございます。

具体的には、種別の粗大ごみの項に、各戸ごとに収集、運搬及び処分するときは1点につき200円、また町長が指示する場所に直接搬入されたものを運搬及び処分するときには1点100円とし、個別収集と拠点収集における規定を追加したものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としております。

以上が改正部分の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管の議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、それと同番号法の施行に伴います厚生労働省の省令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、介護保険に係ります保険料の徴収猶予及び保険料の減免の規定におきまして、申請書の記載事項であります氏名及び住所に、番号法に規定する個人番号を加えるというものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表は43ページでございます。

初めに、保険料の徴収猶予を定めています第10条でございますが、第2項第1号中、申請する者の氏名及び住所に個人番号の記載を加えるというものでございます。

次に、保険料の減免を定めています第11条でございますが、第2項第1号中、こちらも申請する者の氏名及び住所に個人番号の記載を加えるというものでございます。

今回の改正は以上の2点でございますが、附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上が議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正についてでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） 私のほうからは、上下水道課の所管に係ります議第64号 垂井

町下水道条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の新旧対照表44ページもごらんください。

今回の改正は、平成26年11月に水質汚濁に係る環境基準のうちトリクロロエチレンに係る水質環境基準が強化されたのを受けて、水質汚濁防止法で特定事業場から公共用水域へ排出される排出水の水質基準が改正され、また下水道法施行令で定めた特定事業場から下水道に排除されるトリクロロエチレンに係る排水基準が改正されたことに伴い、垂井町下水道条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

公共下水道が処理できない物質を含む汚水に係る除害施設の設置等を定めた第28条第1項第10号中のトリクロロエチレンに係る排水基準、1リットルにつき「0.3ミリグラム」以下を「0.1ミリグラム」以下に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第64号 垂井町下水道条例の一部改正につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します議案2件、議第65号及び議第66号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第65号 町道路線の認定についてでございます。

配付資料の町道路線認定調書をあわせてごらんください。

今回の町道認定路線は、栗原工業団地地区地区計画に基づき整備をいたします1路線でございます。路線番号が4049、路線名、栗原49号線、起点は垂井町栗原字大正909番1地先、終点は同760番1地先でございます。これは、先般拡幅済みの9メートル道路でございます現町道の栗原5号線を県道栗原青野線から445メートル東進をし、三甲株式会社の進入路である栗原42号線との交差点から150メートル北上をいたしまして、そこから右に折れて、また東へ175メートル東進し、さらにそこから150メートル南下しまして養老町道の室原2号線に接続する、延長が920メートル、幅が9メートルないし10.5メートルの道路整備を行うためのものがございます。

以上が町道路線の認定についてでございます。

続きまして、議第66号 町道路線の廃止についてでございます。

町道路線廃止調書をあわせてごらんください。

路線番号が4005、路線名、栗原5号線、起点は垂井町栗原字大正909番1地先、終点は同759番1地先でございます。ただいま議第65号で説明をいたしました栗原49号線の認定により、重複することとなる県道栗原青野線以東の450メートル区間、それから工業団地用地となる三甲株式会社進入路交差点以東の175メートル区間、これをあわせました当該路線全線を廃止いた

しまして、認定路線の整理を行うものでございます。

建設課所管に関します議案は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

午前10時18分　休憩

午前10時35分　再開

○議長（丹羽豊次君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

総務課長　早野博文君。

〔総務課長　早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君）　議第67号　平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,678万8,000円を増額させていただきまして、総額をそれぞれ87億8,919万7,000円といたすものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

初めに、歳出でございますが、9ページをお開き願いたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費でございます。国庫支出金の減額及び県支出金の増額に伴います財源の更正を行うものでございます。国庫支出金につきましては、保育緊急確保事業費補助金の減額に伴いまして賃金で15万円の、そしてまた県支出金につきましては、巡回バス運行事業がこのたび市町村の振興補助金が交付されることとなりましたので、備品購入費関係で200万円の財源更正をそれぞれ行うものでございます。

次に、項2の徴税費、目1の税務総務費、節23償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきましては、町・県民税ほかに係ります過年度分の税還付金につきまして、不足額が生じる見込みであることから100万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、項4選挙費、目1選挙管理委員会費でございますが、節13委託料に91万8,000円をお願いいたしました。御案内のとおり、選挙権年齢18歳への引き下げに伴いまして、係る選挙システムの改修業務を行うものでございます。係ります経費につきましては、左側に財源内訳がございまして、2分の1相当額の45万8,000円が国庫支出金で措置されるものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。国民年金

保険料の免除申請書及び学生納付特例申請書の様式変更に伴いまして、係りますシステムの改修業務を行うものでございます。節13の委託料におきまして、66万2,000円の追加をお願いいたしました。係る経費につきましては、全額国庫支出金で措置されるものでございます。

次に、同じく目10の介護福祉費、節28繰出金でございます。後ほど議第70号の介護保険特別会計の補正予算に伴いまして、一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものでございます。介護給付費負担金の繰出金で588万7,000円をお願いいたしました。

次に、10ページになりますが、地域支援事業費負担金の繰出金で2万4,000円が不足となるため、節28繰出金で合わせまして合計591万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、目11の障害者福祉費、節20の扶助費でございます。障害福祉サービス費等、それから2つ目でございます相談支援給付費等、療養介護医療費、並びに高額障害福祉サービス等給付費につきましては、おのおの不足等が生じる見込みであることから、合計で不足する額等3,565万6,000円の増額補正をお願いいたした次第でございます。なお、財源の内訳でございますが、補助対象の2分の1相当額でございます1,780万円が国庫支出金、4分の1相当額の89万円が県支出金で、それぞれ措置されるものでございます。

次に、目12の後期高齢者医療費でございます。節28の繰出金でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。繰り出すべき保険基盤安定負担金の額が増となるため、不足いたします95万5,000円の増額をお願いいたしました。これらの財源につきましては、県負担4分の3相当額の71万6,000円を県支出金で予定をいたしたところでございます。

次に、同じく項2の児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料でございますが、広域保育関連で、年度途中から対象者が増加したことによりまして当初予算額に不足する額51万9,000円の増額を、そしてまた節20の扶助費では、障害児施設給付等につきまして不足が生じる見込みであることから、106万4,000円の増額をお願いいたしました。以上の補正額のうち、補助対象の2分の1相当額57万9,000円が国庫支出金、4分の1相当額の29万円は県支出金で措置されるものでございます。

次に、11ページに移りますが、目2の児童福祉施設費、節11需用費、東保育園の園舎につきまして、外壁及び2階のベランダ部分のひび割れ等によりまして雨漏りが発生しておることから、防水修繕料に44万9,000円の追加をお願いいたしました。

節13委託料では、(仮称)垂井こども園の開園に向けまして、基本計画を初めとした垂井こども園(仮称)建築工事設計業務を委託するため、新たに450万円の追加補正をお願いしたところでございます。節19の負担金、補助及び交付金では、まず1番目の私立保育所運営費負担金につきましては、不足額が生じる見込みであることから1,796万7,000円の増額の補正をお願いいたしております。また、同じく私立保育所に交付いたします、2番目でございます保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、当初予算では当該予算科目にて支出をする予定でございましたが、成立後、私立保育所運営費負担金の中で一括支出することとなり、当初予算額222万6,000円全額を減額いたすものでございます。以上の2つを合わせまして、合計

1,574万1,000円の増額補正をお願いしたところでございます。なお、財源の内訳につきましては、国庫支出金で458万8,000円、県支出金では281万3,000円が措置されるものでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、項1の農業費、目2の農業総務費でございます。節3の職員手当等、節4共済費につきましては、有害鳥獣捕獲数の処理件数増加に伴いまして、特殊勤務手当などによります増額で、合わせまして29万円の増額をお願いいたしました次第でございます。

次に、目3の農業振興費でございますが、有害鳥獣の捕獲事業につきまして、本年度の処理実績を算出いたし、節13委託料におきまして60万円の増額をお願いいたしました。

続きまして、機構を介して農地の貸借を行った場合に所有者等に交付されます機構集積協力金交付補助金につきましては、交付対象者数が当初予算を大幅に上回り、不足いたします事態となりましたので、節19負担金、補助及び交付金におきまして1,853万円の増額を行うものでございます。なお、この経費につきましては、内訳にございますとおり、全額が県支出金で措置されるものでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

款7の商工費、項1商工費、目3の観光費でございます。今般、岐阜県におきまして広域観光推進事業費補助金といたしまして900万円が垂井町に交付されることとなりました。したがって、この補助金を活用いたしまして、摘要にございます関ヶ原古戦場史跡案内サイン設置工事を行うため、節15の工事請負費に新たに追加をお願いした次第でございます。なお、本工事につきましては、全額県支出金の範囲内で実施するものでございまして、町の持ち出しはございません。

続きまして、款8の土木費、項4都市計画費、目5の運動公園管理費、節11の需用費でございますが、朝倉運動公園内にごございます屋外トイレのブロワー交換・修繕ほかに係ります修繕料といたしまして64万5,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目2の消防施設費では、施工中の宮代地内防火水槽新設工事に関しまして、掘削中、地中にコンクリート製の埋設物があることが判明いたしまして、撤去するに係ります追加費用が発生することから、節15の工事請負費におきまして80万円を、またあわせまして、節22の補償、補填及び賠償金におきましては、同工事敷地内の電柱移転補償費といたしまして75万円の、いずれも増額をお願いしたところでございます。

次に、款11災害復旧費、項2の公共土木施設災害復旧費、目1の公共土木施設災害復旧費、節15の工事請負費でございます。本年9月の台風18号などに係ります災害復旧工事に1,879万8,000円の増額をお願いいたしました。財源の934万4,000円につきましては、国庫支出金で措置されるものでございます。

以上が歳出の説明でございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、歳入について御説明を申し上げたいと思います。

6ページをお開き願いたいと思います。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。

まず、節1の児童福祉費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては私立保育所の運営費負担金の増額に伴います国庫負担金につきまして622万円の増額をお願いいたしました。

次に、節9の障害者自立支援給付費負担金1,776万9,000円と、節10の障害者医療費負担金3万1,000円でございますが、合計で1,780万円の増額を行うものでございます。こちらの負担金につきましては、障害福祉サービス費等ほかの増額に伴いまして、補助対象の2分の1相当額が国庫負担金として措置されるものでございます。

次に、節13障害児施設給付費等負担金といたしまして、57万9,000円の増額でございます。歳出の障害児施設給付費等の増額に伴いまして、2分の1相当額が国庫負担金として措置されるものでございます。

次に、目10災害復旧費国庫負担金、節1の公共土木施設災害復旧国庫負担金に934万4,000円の増額をお願いいたしておりますが、災害復旧工事に係ります国庫負担金でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、節1の総務費国庫補助金でございますが、先ほども申しましたとおり、選挙人名簿システム改修費補助金といたしまして45万8,000円を受け入れるものでございます。

次に、目2の民生費国庫補助金、節4の児童福祉費国庫補助金でございますが、保育緊急確保事業費補助金について178万2,000円の減額を行うものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思えます。

款13国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節1の社会福祉委託金でございます。国民年金事務費交付金といたしまして66万2,000円の増額を行うものでございます。全額が交付金として措置されるものでございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金でございます。

まず目2の民生費県負担金でございますが、節2の児童福祉費県負担金につきましては、私立保育所に対して支出いたします運営費負担金の増額に伴いまして、県負担金について311万円の受け入れ増額を行うものでございます。節6の保険基盤安定県負担金でございますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金に係ります県の負担分といたしまして71万6,000円の増額をお願いいたしております。

次に、節13障害者自立支援給付費等負担金でございます。給付費等に係ります県負担金として919万円の増額をお願いいたしております。

次に、同じく款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1の総務費県補助金でございます。200万円でございますが、先ほども申しました巡回バス運行事業に係ります県の市町村振興補助金が交付されることから措置をお願いしたところでございます。

同じく目2民生費県補助金、節2の児童福祉費県補助金では、児童福祉等対策事業補助金について29万7,000円の減額を行うものでございます。国庫補助金と同様に、県補助金についても減額をいたすものでございます。

同じく目5の農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金では、機構集積協力金交付事業費補助金につきまして、県補助金といたしまして1,853万円、歳出と同額を受け入れたいですのでございます。

8ページに移りますが、目6商工費県補助金、節2の観光費県補助金の900万円でございます。広域観光推進事業費補助金として900万円が垂井町に交付されることとなりましたので、ここに新たに受け入れをお願いするものでございます。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、収支の均衡を図るため、4,125万8,000円の増額補正をお願いいたしたところでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。なお、13ページには今回の補正に係ります給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

次に、議案書の表紙にもう一度戻っていただきたいと思いますが、第2条でございます、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

垂井こども園（仮称）の開園に向けまして、垂井こども園（仮称）建築工事設計業務につきまして、今議会補正予算とともに債務負担行為といたしまして、限度額にいたしまして2,550万円の追加をお願いした次第でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

歳出の10ページでございますが、財源の内訳のところ、私、先ほど県支出金で少し数字の単位の誤りをいたしておりました。10ページの目11の障害者福祉費の財源内訳、県支出金につきましては890万円でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、住民課所管に係ります議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

最初に、議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,667万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億2,929万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、3,500万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、一般被保険者の自己負担額が高額となった場合に自己限度額を超えた分を給付するものでございます

が、11月までの実績を踏まえまして、今年度の見込み額2億4,000万円とし、既決額の2億500万円に対し、3,500万円の増額を見込んだものでございます。

次に、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料でございますが、1,167万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、精算に伴います超過交付額として、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金1,084万7,778円、また平成26年度国民健康保険特定健康診査保健指導負担金の国庫負担金が6万5,000円、及び県負担金が76万円を返還するものでございます。

次に歳入ですが、5ページでございます。

款10項1目1節1が繰越金の4,667万2,000円でございます。これにつきましては、前年度の繰越金を財源として収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ95万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億595万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2項1目1が後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金、補助及び交付金でございますが、95万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。見込み額を2億6,965万9,000円とし、既決額の2億6,870万4,000円に対し、95万5,000円の増額を見込んだものでございます。この後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金、事務費負担金、及び保健事業費負担金で構成しております。増額補正をお願いするのは、保険料等負担金の保険基盤安定繰入金制度に係るものでございまして、保険料の軽減相当額を県が4分の3、町が4分の1を負担して広域連合に納付をし、後期高齢者医療の財政基盤の安定化を図るものでございます。先ほど一般会計補正予算の補足説明にもございましたが、県負担金の不足分の71万6,000円を一般会計の歳入で受け入れ、また町負担分の不足分23万9,000円を合わせた金額95万5,000円を一般会計から繰り出し、後期高齢者医療特別会計にて繰り入れるものでございます。これを広域連合へ保険料負担金として95万5,000円を歳出するものでございます。

次に、歳入でございますが、5ページでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金、節1保険基盤安定繰入金の95万5,000円でございます。今説明させていただきました保険料の軽減相当額の県と町の負担分で、不足する額を一般会計から繰り入れるものでございます。平成27年度岐阜県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の繰入金額の見込みを受けまして、県と町の繰入金見込み額4,945万9,000円とし、既決額の4,850万4,000円に対し、95万5,000円の増額を見込んだものでございます。

以上でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） それでは、私のほうからは上下水道課が所管いたします議第69号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、栗原の圃場整備内での企業誘致に関し、未来工業株式会社から給水申し込み、口径25ミリに対応する配水管の布設工事のための工事請負費等の増額をお願いするものでございます。なお、栗原地内での工場用地開発許可に必要な東西の道路、町道栗原5号線の拡幅工事が先行して行われましたが、道路工事の完成後に配水管の布設工事を行いますと舗装した道路を掘削することになり、手戻りが発生することから、未来工業株式会社に関する配水管の布設工事のうち、町道栗原5号線の拡幅分の配水管布設工事、第簡水（工）4号、栗原地内配水管布設工事313万5,240円につきましては、予備費充用によりまして先行して実施させていただいておりますので、御理解いただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、表紙でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ721万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,621万2,000円とするものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

6ページのほうをお願いします。

款2事業費、項1事業費、目1事業管理費の節15の工事請負費で548万円、また先行工事部につきましては予備費からの充用で施工させていただいておりますので、施設故障等の緊急対応としての予備費の予算が不足しておりますので、款4予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費で173万2,000円を計上させていただきました。

続きまして歳入ですが、5ページのほうをお願いします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1事業費負担金、節1事業費負担金でございますが、栗原簡易水道負担金につきましては、既決額104万3,000円に721万2,000円を増額いたしまして825万5,000円とするもので、内訳としましては、未来工業株式会社からの給水加入金10万6,920円、特別加入金51万8,400円、分水工事負担金32万4,000円、公道分工事負担金626万3,327円を見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管に係ります議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に4,730万円の追加をいたしまして、総額をそれぞれ21億8,030万円とするものでございます。

それでは、細部につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。歳出につきましては、7ページをごらん願います。

初めに、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費の節19負担金、補助及び交付金ですが、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係ります施設介護サービス給付費負担金につきまして、8月までの実績を踏まえ、今年度の見込み額を8億4,140万円といたしまして、今回1,540万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目6居宅介護サービス計画給付費の節19負担金、補助及び交付金ですが、介護支援員が策定するケアプランの作成に係ります居宅介護サービス計画給付費負担金について、8月までの実績を踏まえまして、今年度の見込み額を8,130万円といたしまして、今回430万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目4介護予防サービス計画給付費の節19負担金、補助及び交付金ですが、要支援の方に係る介護予防サービス計画給付費負担金について、8月までの実績を踏まえ、今年度の見込み額を600万円といたしまして、今回40万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項4高額介護サービス等費の目1高額介護サービス費の節19の負担金、補助及び交付金ですが、こちらは同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、上限額を超えた分を支給する高額介護サービス費負担金で、8月までの実績を踏まえ、今年度の見込み額を2,990万円といたしまして、今回340万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費の節19負担金、補助及び交付金ですが、こちらは所得の低い要介護認定者が施設サービスなどを利用した場合にかかる食費・居住費の負担を軽くするための給付費負担金についてでございますが、こちらにつきましても8月までの実績を踏まえまして、今年度の見込み額を9,960万円といたしまして、今回2,360万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目3総合事業費精算金の節19負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては住所地特例地域支援事業費負担金について、要支援の方が他市町の地域支援事業を利用された場合に係る負担金で、今回新たに20万円をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入でございますが、5ページをごらん願います。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%相当分で、今回747万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金ですが、こちらは介護給付費調整交付金で、市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、介護給付費総額の3%相当分で、今回141万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目4地域支援事業交付金の介護予防ですが、こちらは地域支援事業国庫交付金で、地域支援事業に係ります国からの交付金として、今回5万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金ですが、こちらは介護給付費交付金として第2号被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費総額の28%相当分で、今回1,318万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2地域支援事業支援交付金ですが、地域支援事業支援交付金として、地域支援事業費の28%相当分で、今回5万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当で、今回783万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項3県補助金、目2地域支援事業交付金の介護予防ですが、こちらは地域支援事業費の県交付金といたしまして、介護予防の12.5%、包括的支援・任意事業の19.5%相当分ということで、今回2万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金ですが、こちらは介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%を町が負担するというもので、今回588万7,000円の増額をお願いするものです。

次に、目3地域支援事業繰入金の介護予防ですが、こちらは地域支援事業に係る繰入金ということで、地域支援事業費の町負担分について、今回2万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の1,134万8,000円でございますが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第60号から議第71号まで、各議案は精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第5 請願第2号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、請願第2号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務産業建設委員会に付託します。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時13分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 山 田 利 夫